

第十編

平成23年度の地方財政

1. 平成23年度地方財政計画	223
2. 平成23年度地方債計画	223
3. 平成23年度県内市町の決算状況	223

1 平成23年度地方財政計画

平成23年度の地方財政計画では、極めて厳しい地方財政の現状および現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、地域活性化・雇用・子育て施策等に取り組むために必要な経費を計上することとした。

また、歳入面においては、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとした。

その規模は82兆5,054億円で、前年度に比べ3,786億円（0.5%）の増となった。

【資料1参照】

2 平成23年度地方債計画

平成23年度の地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定された。

その規模は13兆7,340億円で、前年度に比べ2兆1,636億円（13.6%）の減となった。【資料2参照】

3 平成23年度県内市町の決算状況

県内17市町の平成23年度決算について、全国市町村決算の純計と対比した主な特徴は次のとおりである（全国市町村決算には、特別区、一部事務組合および広域連合を含む。）。

（1）決算規模の主な特徴

全国市町村普通会計決算の純計（以下、「全国決算」という。）は、前年度から歳入が1.7%の増、歳出が1.5%の増となった。

本県市町決算（以下、「本県決算」という。）は、歳入においては、地方税が増加したが、国の経済対策による安心・安全な学校づくり交付金や森林整備地域活動支援交付金事業等の減少により国庫支出金や県支出金が減少したこと等から、全体としては前年度を1.7%下回った。歳出においては、子ども手当の給付増により扶助費が、平成23年5月の大雨被害により災害復旧事業費が増加した一方、国の経済対策による耐震化事業の完了に伴う普通建設事業費の減、財政調整基金等への積立金の減等により、全体としては前年度を1.3%下回った。

（2）歳入の主な特徴

ア 地方税

全国決算は、市町村たばこ税の増加や法人市町村民税の増加等により、前年度から0.3%の増となった。本県決算は、企業業績の回復による法人住民税の増加により、前年度より1.4%の増となった。

イ 地方譲与税

地方揮発油譲与税の減少等に伴い、全国決算は、前年度から2.0%の減となり、本県決算は2.1%の減となった。

ウ 地方交付税

全国決算は、復旧・復興に対応した特別交付税の増額および震災復興特別交付税の創設等により前年度から7.4%の増、本県決算は、基準財政収入額は増加したが、制度改革に伴う臨時財政対策債発行可能額の減少により0.7%の増となった。

エ 一般財源

全国決算は、地方交付税の増加等により、前年度から2.1%の増となった。本県決算も前年度を上回り、0.9%の増となった。

オ 国庫支出金

全国決算は、通常収支分においては減少したものの、東日本大震災分の計上により、前年度から2.3%の増となった。本県決算は、小中学校耐震化事業の完了に伴い安心・安全な学校づくり交付金等が減少したことにより前年度から10.9%の減となった。

カ 地方債

臨時財政対策債の減少等から、全国決算は、前年度から7.8%の減となり、本県決算は4.2%の減となった。

(3) 歳出の主な特徴

義務的経費は、全国決算は、職員給の減少等による人件費の減(△0.6%)、子ども手当を含む児童福祉費や生活保護費の増加等に伴う扶助費の増(+6.5%)、地方債元利償還金の減少等に伴う公債費の減(△0.8%)により、前年度から2.1%の増となった。本県決算は、子ども手当の増加に伴う扶助費の増(+6.3%)および退職手当の増加に伴う人件費の増(+1.7%)により、3.0%の増となった。

投資的経費は、全国決算は、補助事業費や単独事業費の減少等により前年度から7.1%の減となった。本県決算は、国の経済対策による教育施設耐震補強工事等の完了に伴う普通建設事業費の減少(△5.1%)等により、3.6%の減となった。

その他、積立金は、全国決算は、通常収支分において減少したが、東日本大震災分における東日本大震災復興関連基金への積立等により7.8%の増、本県決算は、財政調整基金積立金等の減少により48.8%の減となった。

(4) 公営企業の主な特徴

地方公営企業会計の決算規模は、全国決算では、建設投資額や公的資金補償金免除繰上償還額の減少等により、前年度に比べ2.4%の減となり、本県決算では、資本的支出の増加により、3.7%の増となった。

他会計からの繰入金は、全国決算では前年度に比べ1.0%の増となり、本県決算では1.4%の減となった。

企業債現在高は、全国決算では前年度末に比べ3.3%の減となり、本県決算では1.6%の減となった。

平成23年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成23年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成23年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模	82兆5,054億円（前年度比+3,786億円、+0.5%）
（参考）水準超経費を除いた場合	81兆7,854億円（ " +3,086億円、+0.4%）
② 地方一般歳出	66兆8,313億円（ " +5,024億円、+0.8%）
（参考）地方一般歳出（給与関係経費除き）の総額	45兆5,619億円（ " +9,194億円、+2.1%）
③ 一般財源総額	59兆4,990億円（ " + 887億円、+0.1%）
（参考）一般財源（水準超経費除き）の総額	58兆7,790億円（ " +187億円、+0.0%）
※ 財政運営戦略に定める中期財政フレームに基づき、22年度水準を下回らないよう確保	
④ 地方交付税の総額	17兆3,734億円 （㉒16兆8,935億円、+4,799億円、+2.8%）
⑤ 地方税及び地方譲与税	35兆5,786億円 （㉒34兆4,267億円、+1兆1,519億円、+3.3%）
⑥ 臨時財政対策債	6兆1,593億円 （㉒7兆7,069億円、△1兆5,476億円、△20.1%）
⑦ 財源不足額	14兆2,452億円（㉒18兆2,168億円、△21.8%）
（参考）折半対象財源不足額	7兆6,308億円（㉒10兆7,760億円、△29.2%）

II 地方交付税の増額確保

- ・別枠加算（12,650億円）の維持や繰越金（10,126億円）の活用等により、地方交付税を0.5兆円増額
- ・地域活性化・雇用等対策費 12,000億円

- 「地域活性化・雇用等対策費」 12,000億円
 - ㉒地域活性化・雇用等臨時特例費9,850億円に、以下の事業等を勘案した2,150億円を上乗せ
 - ・子どもに対する現物給付（1,000億円）等の子育て施策
 - ・住民生活に光をそそぐ事業
 - ・地球温暖化対策暫定事業（100億円）
- 地域活性化・雇用等対策費の㉒及び㉓の規模については、㉓の12,000億円を一つの基準に毎年度決定
- 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算の仕組みは税制抜本改革時まで継続（㉓の加算額は10,500億円、㉒以降の加算額は財源不足の状況等を踏まえ決定）
- 地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した別枠加算2,150億円は、法人税減税影響分も勘案したものであり、3年間同額で継続

地方交付税 17兆3,734億円（前年度比 +4,799億円、+2.8%）

- ① 地方交付税の法定率分等 10兆9,868億円
- ※ 国税5税分の法定率分 10兆6,101億円
 - ※ 国税決算精算分(⑱) △999億円
 - ※ 交付税特別会計借入金償還額 △1,000億円
 - ※ 交付税特別会計借入金支払利子 △4,361億円
 - ※ 平成22年度からの繰越金 1兆 126億円
- ② 一般会計における加算措置等 5兆1,216億円
- ※ 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等） 1兆3,062億円
 - ※ 臨時財政対策特例加算 3兆8,154億円
- ③ 別枠による加算（財源不足の状況等を踏まえた加算及び特別枠の上乗せ分に対応した加算） 1兆2,650億円

【参考】地方交付税の推移（兆円）

	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
地方交付税	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4

Ⅲ 財源不足の補填

平成23年度における財源不足 14兆2,452億円（㉒18兆2,168億円）
 うち折半対象財源不足 7兆6,308億円（㉒10兆7,760億円）

- 中期財政フレームの対象期間である平成23年度から平成25年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、平成23年度においては、以下のとおり財源不足を補填

- 【折半対象以外の財源不足】 6兆6,144億円
- ① 財源対策債の発行 9,400億円
- ② 地方交付税の増額による補填 2兆 712億円
- ・ 一般会計における加算措置（既往法定分等） 8,062億円
 - ・ 別枠の加算（財源不足の状況等を踏まえた加算及び特別枠の上乗せ分に対応した加算） 1兆2,650億円
- ③ 交付税特別会計の償還先送り 7,593億円
- ※ 財政健全化の観点から、23年度に予定していた特別会計借入金の償還（8,593億円）のうち1,000億円を償還し、残額（7,593億円）を後年度に繰延べ
- ④ 特別会計剰余金の活用 5,000億円
- ⑤ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等） 2兆3,439億円
- 【折半対象財源不足】 7兆6,308億円
- ① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算） 3兆8,154億円
- ② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策特例加算相当額） 3兆8,154億円

IV 地方財源の確保

一般財源総額 59兆4,990億円（前年度比+887億円、+0.1%）
一般財源（水準超経費除き）の総額 58兆7,790億円（ " +187億円、+0.0%）

- ・ 地方税 33兆4,037億円（前年度比 +8,941億円、+2.8%）
 - うち水準超経費相当額 7,200億円（ " +700億円、+10.8%）
- ・ 地方譲与税 2兆1,749億円（ " +2,578億円、+13.4%）
- ・ 地方交付税 17兆3,734億円（ " +4,799億円、+2.8%）
- ・ 地方特例交付金 3,877億円（ " +45億円、+1.2%）
- ・ 臨時財政対策債 6兆1,593億円（ " △1兆5,476億円、△20.1%）

地方債総額 5兆3,179億円（前年度比 △4,691億円、△8.1%）
（参考）臨時財政対策債含み 11兆4,772億円（前年度比 △2兆167億円、△14.9%）

- 【通常債】 4兆3,779億円（前年度比 △3,391億円、△7.2%）
- 【財源対策債】 9,400億円（ " △1,300億円、△12.1%）
- （参考）【臨時財政対策債】 6兆1,593億円（前年度比 △1兆5,476億円、△20.1%）

V 社会保障関係費の自然増等への対応

国と同様、地方の社会保障関係費も毎年度大幅な自然増となることに対応し、平成23年度は8,385億円の地方負担（補助・単独）を増額計上し、対応する財源を確保

- 地方負担 +8,385億円の内訳
 - ・ 一般行政経費補助 +4,891億円（生活保護、医療、介護、等）
 - ・ 一般行政経費単独（社会保障関係費） +2,094億円 1,226億円 1,118億円 1,051億円
 - ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等 +1,400億円
- 更に、特別枠（子どもに対する現物給付）を計上 +1,000億円

VI 地方財政の健全化

- ・ 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を大幅縮減（△1.5兆円）
 - ・ 交付税特会借入金を償還（㉓～㉕ 1千億円、以後1千億円ずつ増額、㉓以降は財政運営戦略に基づき、国の債務残高の縮減の取組と歩調を合わせて償還（30年間各年度1兆円を基本））
- ※ ㉓～㉕の償還は、交付税特会借入金利払費の縮減により確保された財源等を活用

Ⅶ 臨時財政対策債の配分方式の見直し等

財政力の弱い地方公共団体への配慮の観点から、臨時財政対策債について、各地方公共団体の発行可能額の算出方法を見直すとともに、前年度と同じ割合の公的資金を確保

- 財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、今後3年間で段階的に、不交付団体を含む全団体に配分する方式（各団体の人口を基礎として算出）を廃止し、平成22年度に一部導入された、不交付団体には配分しない方式（各団体の財源不足額を基礎として算出）に移行
- 一般市町村については原則として全額公的資金を配分するなど、地方公共団体の資金調達に配慮する方針

(参考) 【臨時財政対策債】	6兆1,593億円 (前年度比	△1兆5,476億円、△20.1%)
うち公的資金	2兆4,460億円 ("	△6,151億円、△20.1%)
・ 財政融資資金	1兆7,860億円 ("	△4,491億円、△20.1%)
・ 地方公共団体金融機構資金	6,600億円 ("	△1,660億円、△20.1%)

Ⅷ 子ども手当

- ・ 子ども手当の支給に係る費用負担は、平成22年度と同様に、子ども手当の一部として、児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分は、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が従来どおりのルールで費用負担
それ以外の部分は、3歳未満に対する上積み分を含め、全額国庫負担
- ・ 関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討

- 平成23年度の子ども手当の支給額
3歳未満：月額20,000円 3歳以上から中学校修了前まで：月額13,000円
- 子ども手当分（上積み分を含む）は全額国庫負担、児童手当分は、国、地方、事業主が従来どおりのルールで負担
- 年少扶養控除の廃止等に伴う平成23年度の交付税（法定率分）の増額（2,113億円）については、交付税（法定率分）の増額に伴う財源不足額の縮減による交付税（臨時財政対策特例加算）の減額（▲1,057億円）、児童手当分（平成18、19年度増分）の特例交付金の減額（▲1,141億円）及び地方財政収支における調整（85億円）により対応
- 地方が地域の実情に応じた現物サービスを拡充できるよう、新たな交付金500億円(国1/2等、事業費約1,000億円)を創設するとともに、子どもに対する現物給付（1,000億円）を勘案して拡充した歳出特別枠を新たに設け、その拡充分の財源として、同額を地方交付税に別枠加算

Ⅸ 一括交付金（地域自主戦略交付金）

「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を創設（5,120億円）

- 平成23年度は、第一段階として都道府県を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施（市町村分は平成24年度から実施）
- 地方公共団体は、一括交付金化の対象となる事業の範囲で、各府省の枠にとらわれず、自由に事業を選択

Ⅹ 特別交付税制度の見直し等

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行させるとともに、事業費補正の更なる縮減を行う

- 特別交付税制度の見直し
 - ・ 特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行

平成26年度 6% → 5% 交付税総額の1%分を普通交付税に移行

平成27年度 5% → 4%

※政府案「平成23年度 6% → 5%、平成24年度 5% → 4%」を国会において、上記のとおり修正

※普通交付税への移行に当たっては、個別団体の財政運営に支障が生じないように十分留意しながら検討
 - ・ 特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

大規模災害等の発生時において、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設
- 事業費補正の廃止等

消防広域化事業（告示の期限（H24）後）、地下鉄事業（出資金・補助金）、防災対策事業（うち「特に推進すべき事業」）、地域活性化事業（うち「合併の円滑化」）に係る事業費補正の廃止等、更なる縮減を実施（廃止に当たっては、所要の経過措置）

主な地方財政指標

一般財源総額

59.5兆円（平^②＝59.4兆円、+0.1%）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金の計である

一般財源比率

64.6%（平^②＝63.0%）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金の計である

地方債依存度

13.9%（平^②＝16.4%）

[臨時財政対策債を含む]

地方の借入金残高（平^③末見込み）

200.4兆円（平^②末見込み＝200.5兆円）

交付税特別会計借入金残高（平^③末見込み）

33.5兆円（平^②末見込み＝33.6兆円）

23年度の子ども手当について

◎平成23年度の子ども手当に関する措置

○ 児童一人あたり支給額

3歳未満:月額20,000円 3歳以上から中学校修了前まで:月額13,000円

○ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みを存続し、児童手当分については、従来どおり、国、地方、事業主が費用負担。

それ以外の部分は、3歳未満に対する上積み分を含め、全額を国庫が負担し、子ども手当分に地方負担は入れない。

○ 年少扶養控除の廃止等に伴う平成23年度の交付税(法定率分)の増額(2,113億円)については、交付税(法定率分)の増額に伴う財源不足額の縮減による交付税(臨時財政対策特例加算)の減額(▲1,057億円)、児童手当分(平成18、19年度増分)の特例交付金の減額(▲1,141億円)及び地方財政収支における調整(85億円)により対応。

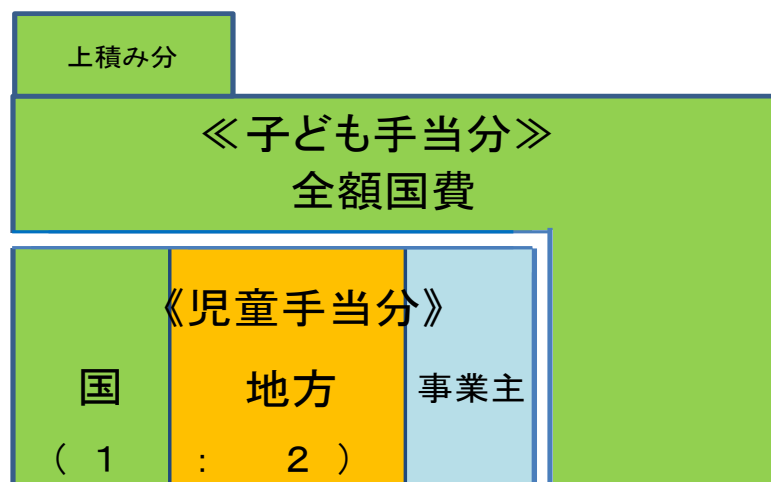
(注)所得制限超分、地方公務員の子ども手当分の特例交付金は、22年度と同様に存続

○ 地方が地域の実情に応じた現物サービスを拡充できるよう、新たな交付金500億円(国1/2等、事業費約1,000億円)を創設するとともに、子どもに対する現物給付(1,000億円)を勘案して拡充した歳出特別枠を新たに設け、その拡充分の財源として、同額を地方交付税に別枠加算。

○ 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを実施。

◎平成24年度以降に向けた検討

○ 今後の子ども手当の制度設計について、関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討。

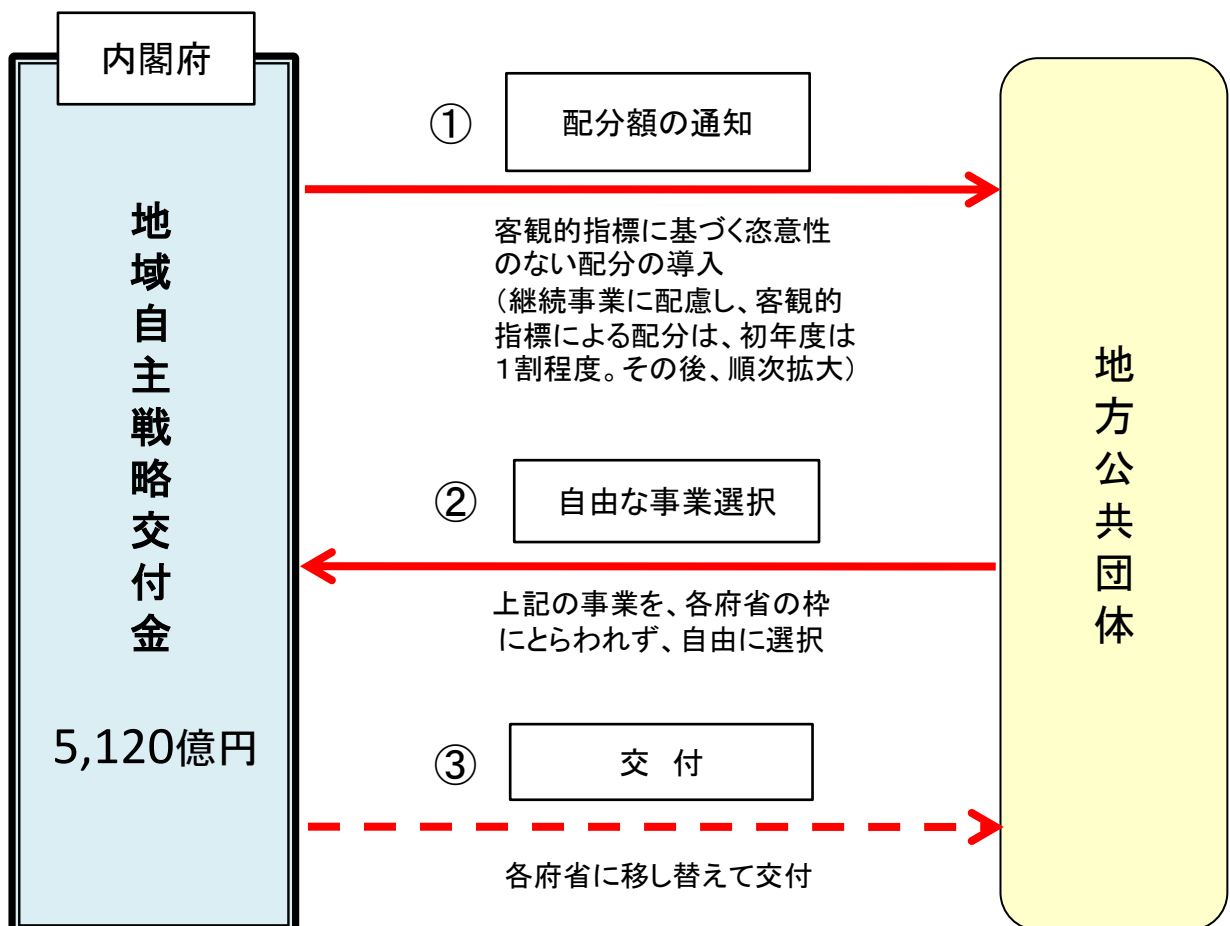


一括交付金（地域自主戦略交付金）について

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。（市町村分は、平成24年度から実施）

対象事業（都道府県分）

- 社会資本整備総合交付金の一部
- 農山漁村地域整備交付金の一部
- 水道施設整備費補助
- 交通安全施設整備費補助金の一部
- 学校施設環境改善交付金の一部
- 工業用水道事業費補助
- 自然環境整備交付金の一部
- 環境保全施設整備費補助金
- 消防防災施設整備費補助金



※うち 沖縄振興自主戦略交付金 321億円

特別交付税制度の見直し等について

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行させるとともに、事業費補正の更なる縮減を行う。

1. 特別交付税制度の見直し

(1) 特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行することとし、移行分については、「地域振興費（人口）」で算定を行う。

平成26年度 6% → 5% 1%分を普通交付税に移行
平成27年度 5% → 4%

※ 政府案「平成23年度 6% → 5%、平成24年度 5% → 4%」を国会において、上記のとおり修正

※ 普通交付税への移行に当たっては、個別団体の財政運営に支障が生じないように十分留意しながら検討

(2) 特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設。

2. 事業費補正の廃止等

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 消防広域化事業 | ・ 告示の期限(H24)後に廃止 |
| ② 地下鉄事業（出資金・補助金） | ・ 廃止 |
| ③ 防災対策事業 | ・ 「特に推進すべき事業」は廃止 |
| ④ 地域活性化事業 | ・ 「合併の円滑化」は廃止 |
| ⑤ 施設整備事業（一般財源化分） | ・ 交付税措置率の段階的な引下げ |

※ 廃止に当たっては、所要の経過措置を講ずる。

地球温暖化対策に係る臨時措置

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠である。既に地方公共団体は地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しているが、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策等の地球温暖化対策に資する諸施策を地域において更に総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みが必要である。

平成23年度税制改正において、「地球温暖化対策のための税」を導入することとされたが、地方公共団体については、平成23年度税制改正大綱において「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。」とされた。

そこで、具体的な地方財源の確保・充実の仕組みについて平成24年度実施に向けた成案が得られるまでの間の措置として、地方公共団体が積極的に取り組んでいる森林吸収源対策等を一層支援するため、従来の森林・林業振興対策に加え、「地球温暖化対策暫定事業費」を地方財政計画に臨時に特別枠として計上する。

平成23年度事業費 100億円

森林吸収源対策等の地球温暖化対策

○国産・地域産木材の利活用の促進

- ・公共施設等での活用
- ・民間利用の支援・促進
- ・木材・木質バイオマスの利用（ペレットストーブ等）

○再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力発電等）の導入促進 など

（参考）地球温暖化対策のための税（平成23年度税収見込み）357億円

(参 考)

平成 23 年度地方債計画について

1 策定方針

平成 23 年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

2 概 況

上記の方針に基づいて策定した結果、平成 23 年度の地方債の総額は下表のとおり 13 兆 7, 340 億円となり、前年度に比べて 2 兆 1, 636 億円、13.6%の減となっている。

このうち、普通会計分は 11 兆 4, 772 億円で、前年度に比べて 2 兆 167 億円、14.9%の減となっている。

また、公営企業会計等分は 2 兆 2, 568 億円で、前年度に比べて 1, 469 億円、6.1%の減となっている。

(単位：億円、%)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減 額	増 減 率
	(A)	(B)	(A)-(B) (C)	(C)/(B) × 100
普通会計分	114,772	134,939	△20,167	△14.9
通常分	39,779	42,070	△2,291	△5.4
特別分	74,993	92,869	△17,876	△19.2
臨時財政対策債	61,593	77,069	△15,476	△20.1
財源対策債	9,400	10,700	△1,300	△12.1
退職手当債	3,900	4,900	△1,000	△20.4
調 整	100	200	△100	△50.0
公営企業会計等分	22,568	24,037	△1,469	△6.1
総 計	137,340	158,976	△21,636	△13.6
通常分	62,347	66,107	△3,760	△5.7
特別分	74,993	92,869	△17,876	△19.2

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

3 地方債計画の特色

(1) 補助事業等に係る地方債の一本化（主に都道府県分）

補助事業等に係る各種事業債については、地方公共団体の事業選択に対する中立性の確保や一括交付金化の趣旨を踏まえ、都道府県分を中心に、原則として、公共事業等債に一本化することとしており、地方公共団体の事務負担の軽減を図ることとしている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債6兆1,593億円を計上している。

(3) 地域活性化事業の推進

「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を図る「緑の分権改革」を推進する事業に加え、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）に係る事業について、平成27年度までの間、新たに対象とすることとしている。

(4) 地方債充当率の簡素化

① 地方道路等整備事業債

通常事業分（充当率70%）と臨時事業分（充当率95%）の区分を廃止し、充当率を90%に統一することとしている。

② 一般補助施設整備等事業債及び一般事業債

都道府県・指定都市の事業（充当率70%）については、市町村の事業（充当率75%）と同じく、充当率を75%にすることとしている。

(5) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(6) 公債費負担対策

高金利の地方債の公債費負担を軽減するため、平成24年度までの3年間で、1.1兆円程度の年利5%以上の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行うこととし、必要に応じ借換債を発行できることとしている。

(7) 公営企業借換債の確保

旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債については、300億円を計上している。

4 地方債資金の確保

(1) 公的資金

公的資金については、その重点化・縮減を図りつつ、所要額を確保している。なお、臨時財政対策債については、前年度と同じ割合の公的資金を確保している。

(2) 民間等資金

民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

(単位：億円、%)

区 分	平成23年度計画額		平成22年度計画額		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	56,240	40.9	64,980	40.9	△ 8,740	△ 13.5
財 政 融 資 資 金	37,310	27.2	43,390	27.3	△ 6,080	△ 14.0
地方公共団体金融機構資金	18,930	13.8	21,590	13.6	△ 2,660	△ 12.3
(国の予算等貸付金)	(1,165)	—	(1,185)	—	(△ 20)	(△ 1.7)
民 間 等 資 金	81,100	59.1	93,996	59.1	△12,896	△ 13.7
市 場 公 募	42,000	30.6	43,000	27.0	△ 1,000	△ 2.3
銀 行 等 引 受	39,100	28.5	50,996	32.1	△11,896	△ 23.3
合 計	137,340	100.0	158,976	100.0	△21,636	△ 13.6

(注) 1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆2,000億円(前年度比2,500億円、3.4%減)を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

平成24年度地方債計画

（通常収支対応分）

（単位：億円、％）

項 目	平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	18,630	19,980	△ 1,350	△ 6.8
2 公営住宅建設事業	1,174	1,218	△ 44	△ 3.6
3 災害復旧事業	290	290	0	0.0
4 緊急防災・減災事業	-	-	-	-
5 教育・福祉施設等整備事業	3,821	3,977	△ 156	△ 3.9
(1) 学校教育施設等	1,308	1,385	△ 77	△ 5.6
(2) 社会福祉施設	201	215	△ 14	△ 6.5
(3) 一般廃棄物処理	964	1,000	△ 36	△ 3.6
(4) 一般補助施設等	748	777	△ 29	△ 3.7
(5) 施設（一般財源化分）	600	600	0	0.0
6 一般単独事業	15,447	16,300	△ 853	△ 5.2
(1) 一般	4,390	4,539	△ 149	△ 3.3
(2) 地域活性化	471	500	△ 29	△ 5.8
(3) 防災対策	951	987	△ 36	△ 3.6
(4) 地方道路等	2,385	2,474	△ 89	△ 3.6
(5) 旧合併特例	7,250	7,800	△ 550	△ 7.1
7 辺地及び過疎対策事業	3,297	3,112	185	5.9
(1) 辺地対策	397	412	△ 15	△ 3.6
(2) 過疎対策	2,900	2,700	200	7.4
8 公共用地先行取得等事業	472	490	△ 18	△ 3.7
9 行政改革推進	2,400	2,800	△ 400	△ 14.3
10 調 整	100	100	0	0.0
計	45,631	48,267	△ 2,636	△ 5.5
二 公営企業債				
1 水道事業	3,636	3,674	△ 38	△ 1.0
2 工業用水道事業	276	221	55	24.9
3 交通事業	2,356	2,357	△ 1	△ 0.0
4 電気事業・ガス事業	70	65	5	7.7
5 港湾整備事業	618	561	57	10.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,374	2,844	530	18.6
7 市場事業・と畜場事業	759	224	535	238.8
8 地域開発事業	1,304	1,567	△ 263	△ 16.8
9 下水道事業	11,908	11,659	249	2.1
10 観光その他事業	131	108	23	21.3
計	24,432	23,280	1,152	4.9
合 計	70,063	71,547	△ 1,484	△ 2.1

(単位：億円、%)

項 目		平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三公営企業借換債		300	300	0	0.0
四被災施設借換債		-	-	-	-
五臨時財政対策債		61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
六退職手当債		3,700	3,900	△ 200	△ 5.1
七国の予算等貸付金債		(1,195)	(1,165)	(30)	(2.6)
総 計		(1,195) 135,396	(1,165) 137,340	(30) △ 1,944	(2.6) △ 1.4
内 訳	普通会計分	111,654	114,772	△ 3,118	△ 2.7
	公営企業会計等分	23,742	22,568	1,174	5.2
資金区分					
公 的 資 金		55,705	56,240	△ 535	△ 1.0
財 政 融 資 資 金		36,188	37,310	△ 1,122	△ 3.0
地方公共団体金融機構資金		19,517	18,930	587	3.1
(国の予算等貸付金)		(1,195)	(1,165)	(30)	(2.6)
民 間 等 資 金		79,691	81,100	△ 1,409	△ 1.7
市 場 公 募		44,400	42,000	2,400	5.7
銀 行 等 引 受		35,291	39,100	△ 3,809	△ 9.7

その他同意等の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成24年度地方債計画
(東日本大震災に関連する事業分)

(1) 東日本大震災復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目		平成24年度 計 画 額
一般会計債		
	公営住宅建設事業	123
	災害復旧事業	38
	一般単独事業	4
公営企業債		
	水道事業	10
	病院事業・介護サービス事業	21
	市場事業・と畜場事業	1
	下水道事業	12
被災施設借換債		150
国の予算等貸付金債		(8)
総 計		(8) 359
内 訳	普 通 会 計 分	127
	公 営 企 業 会 計 等 分	232
資 金 区 分	公 的 資 金	
	財 政 融 資 資 金	129
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	230
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(8)

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(2) 緊急防災・減災事業

(単位：億円)

項 目		平成24年度 計 画 額
一般会計債		
	公営住宅建設事業	178
	緊急防災・減災事業	3,995
公営企業債		
	水道事業	216
	工業用水道事業	1
	下水道事業	156
総 計		4,546
内 訳	普 通 会 計 分	4,173
	公 営 企 業 会 計 等 分	373
資 金 区 分	公 的 資 金	
	財 政 融 資 資 金	2,553
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	1,993

(参考)

平成24年度地方債計画

(通常収支対応分と東日本大震災に関連する事業分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	18,630	19,980	△ 1,350	△ 6.8
2 公営住宅建設事業	1,475	1,218	257	21.1
3 災害復旧事業	328	290	38	13.1
4 緊急防災・減災事業	3,995	-	3,995	皆増
5 教育・福祉施設等整備事業	3,821	3,977	△ 156	△ 3.9
(1) 学校教育施設等	1,308	1,385	△ 77	△ 5.6
(2) 社会福祉施設	201	215	△ 14	△ 6.5
(3) 一般廃棄物処理	964	1,000	△ 36	△ 3.6
(4) 一般補助施設等	748	777	△ 29	△ 3.7
(5) 施設(一般財源化分)	600	600	0	0.0
6 一般単独事業	15,451	16,300	△ 849	△ 5.2
(1) 一般	4,394	4,539	△ 145	△ 3.2
(2) 地域活性化	471	500	△ 29	△ 5.8
(3) 防災対策	951	987	△ 36	△ 3.6
(4) 地方道路等	2,385	2,474	△ 89	△ 3.6
(5) 旧合併特例	7,250	7,800	△ 550	△ 7.1
7 辺地及び過疎対策事業	3,297	3,112	185	5.9
(1) 辺地対策	397	412	△ 15	△ 3.6
(2) 過疎対策	2,900	2,700	200	7.4
8 公共用地先行取得等事業	472	490	△ 18	△ 3.7
9 行政改革推進	2,400	2,800	△ 400	△ 14.3
10 調 整	100	100	0	0.0
計	49,969	48,267	1,702	3.5
二 公営企業債				
1 水道事業	3,862	3,674	188	5.1
2 工業用水道事業	277	221	56	25.3
3 交通事業	2,356	2,357	△ 1	△ 0.0
4 電気事業・ガス事業	70	65	5	7.7
5 港湾整備事業	618	561	57	10.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,395	2,844	551	19.4
7 市場事業・と畜場事業	760	224	536	239.3
8 地域開発事業	1,304	1,567	△ 263	△ 16.8
9 下水道事業	12,076	11,659	417	3.6
10 観光その他事業	131	108	23	21.3
計	24,849	23,280	1,569	6.7
合 計	74,818	71,547	3,271	4.6

(単位：億円、%)

項 目		平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三公営企業借換債		300	300	0	0.0
四被災施設借換債		150	-	150	皆増
五臨時財政対策債		61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
六退職手当債		3,700	3,900	△ 200	△ 5.1
七国の予算等貸付金債		(1,203)	(1,165)	(38)	(3.3)
総 計		(1,203) 140,301	(1,165) 137,340	(38) 2,961	(3.3) 2.2
内 訳	普通会計分	115,954	114,772	1,182	1.0
	公営企業会計等分	24,347	22,568	1,779	7.9
資金区分					
公 的 資 金		60,610	56,240	4,370	7.8
財 政 融 資 資 金		38,870	37,310	1,560	4.2
地方公共団体金融機構資金		21,740	18,930	2,810	14.8
(国の予算等貸付金)		(1,203)	(1,165)	(38)	(3.3)
民 間 等 資 金		79,691	81,100	△ 1,409	△ 1.7
市 場 公 募		44,400	42,000	2,400	5.7
銀 行 等 引 受		35,291	39,100	△ 3,809	△ 9.7

その他同意等の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。